

ちかくほんてうをうかゞふに、せうへいのまさかど、天慶のすみとも、かう和のぎしん○義平治の玄んらい○頼これらは、おごれる事も、たけきこ、ろも、みなとりく○なりしかども略下

〔古今著聞集十六興言利口〕壬生二品家隆の家にて、ある人の子を男になす事侍り、隆祐朝臣○家の子になして、やがてかの朝臣、加冠はまけり、名をば何とか付くべきなど沙汰しけるを、あつみの三郎爲俊といふ田舎さぶらひ聞て、進み出ていひけるは、此殿に、御一家は、みな隆の字をなのらせたまへば、いへたかどや付け参らせらるべく候らんと、ゆゑ、しくはからひ申たりげにていふを、人々わらひの、しる事かぎりなし○下

〔先哲叢談五〕源君美、字在中、新井氏、小字勘解由○中入貢琉球人、得白石詩草、歸、遂致之清、清翰林鄭任論、自寫作之序、此本復經琉球至日本、終落白石手、白石珍藏之、而序中指白石、書新堪、此勘堪音相近、蓋誤傳新井勘解由、而略稱之云、

〔吾妻鏡十七〕建仁二年六月廿五日戊戌、尼御臺所○源入御左金吾○源御所○中於東北兵御所有、勸盃及數巡、召舞女微妙有舞曲、知康候鼓役、酒客皆酣、知康進御前取、銚子、勸酒於北條五郎時連、此間酒狂之餘、知康云、北條五郎者、云容儀、云進退、可謂拔群處、實名太下劣也、時連之連字者、貫錢貨儀歟、貫之依爲歌仙、訪其芳躅、歟、旁不可然、早可改名之由、將軍直可被仰之云云、全可改連字之旨、北條被諾申之、

〔吉備烈公遺事〕公新太郎様○池田ト申キ、諸侯、此コト如何候ラン、改ラルベキカト有シトキ、公其事ハ仰ラレズ、近頃江戸町ヲ通り候ニ、カデニ大和守、或ハ鏡磨モノ、何ノ大掾、杯ト申名ノ候、サノミ辱クモ覺エ候ハズトゾノタマヒケル、

〔明良洪範十五〕酒井備後守忠勝、領地ヲ賜ハリシニ、其領地ノ内ニ、備後村ト云村有テ、其村長ヲ備後ト云、郡奉行某、右村長備後方へ達シケルハ、領主ノ名ヲ備後守ト申スニ、其領内ノ者、備後ト申